

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
規 則	
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（水産経営課）	23
告 示	
○水域利用調整区域の指定……………（防災消防課）	23
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業支援課）	26
○土地改良区が行う土地改良事業の廃止の認可……………（農業支援課）	26
○特定調達契約に係る入札の公告……………（漁業管理課）	26
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	27
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	27
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	27
○都市計画の変更の決定……………（都市計画課）	27
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 ……………（出納局総務課）	28
支庁告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	28
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	29
道教育庁渡島教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公示……………	30
道警察本部告示	
○初心運転者講習実施規程の一部を改正する規程……………	31

規 則
北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成20年6月13日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第71号
北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改

正する。

第2条第2項の表中「年0.5パーセント」を「年0.4パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成20年4月18日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告

示

北海道告示第399号

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号）第18条の規定により、次の水域を水域利用調整区域に指定した。

平成20年6月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- おたるドリームビーチ海水浴場水域
(1) 区域
おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域
(A点)
小樽市道大浜海水浴場通線の北西方向延長線（以下「基線」という。）と海岸線が交差する地点から新川河口方向へ海岸線に沿い150mの地点
(B点)
A点から基線に平行する直線上の沖合方向110mの地点
(C点)
基線と海岸線が交差する地点から星置川河口方向へ海岸線に沿い950mの地点
(D点)
C点から基線に平行する直線上の沖合方向110mの地点
(2) 制限又は禁止される行為
水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止
(3) 期間
平成20年6月28日から8月31日まで
- サンセットビーチ銭函海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点)

小樽市銭函3丁目56番地東端境界線の北西方向延長線（以下「基線1」という。）と海岸線が交差する地点から小樽市街方向へ海岸線に沿い90mの地点

(B点)

A点から基線1に平行する直線上の沖合方向170mの地点

(C点)

小樽市銭函3丁目51番地8西端境界線の北西方向延長線（以下「基線2」という。）と海岸線が交差する地点

(D点)

基線2上で、C点から沖合方向170mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成20年7月5日から8月31日まで

3 銭函海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、D、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点)

小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北北西方向延長線（以下「基線」という。）と海岸線が交差する地点

(B点)

基線上で、A点から沖合方向170mの地点

(C点)

A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い480mの地点

(D点)

C点から基線に平行する直線上の沖合い170mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使

用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成20年7月5日から8月24日まで

4 蘭島海水浴場、蘭島観光海水浴場、水産動植物増殖施設水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L及びM点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点)

小樽市蘭島1丁目338番地4と小樽市蘭島1丁目339番地1の境界線（以下「基線1」という。）と海岸線が交差する地点

(B点)

A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い500mの地点

(C点)

小樽市蘭島1丁目102番地4と小樽市蘭島1丁目102番地7の境界線（以下「基線2」という。）と海岸線が交差する地点

(D点)

基線2上で、C点から沖合方向350mの地点

(E点)

小樽市蘭島1丁目97番地と国有地の境界線（以下「基線3」という。）と海岸線が交差する地点

(F点)

基線3で、E点から沖合方向150mの地点

(G点)

基線2上で、C点から沖合方向150mの地点

(H点)

B点から基線1に平行する直線上の沖合方向100mの地点

(I点)

小樽市蘭島1丁目332番地2と小樽市蘭島1丁目333番地5の境界線（以下「基線4」という。）と海岸線が交差する地点

(J点)

基線4上で、I点から沖合方向350mの地点

(K点)

基線1上で、A点から沖合方向400mの地点

(L点)

A点から余市方向へ海岸線に沿い180mの地点 (M点) L点から余市方向へ海岸線に沿い200mの地点 (2) 制限又は禁止される行為 水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止 (3) 期間 平成20年7月11日から8月24日まで 5 浜中・モイレ海水浴場水域 (1) 区域 おおむね次のA、B、C、D、E及びF点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域 (A点) 余市町道旧役場線東方向延長線（以下「基線」という。）と海岸線が交差する地点から余市川河口方向へ海岸線に沿い20mの地点 (B点) A点から基線に平行する直線上の沖合い100mの地点 (C点) 基線と海岸線が交差する地点からヌッチ川河口方向へ海岸線に沿い150mの地点 (D点) C点から基線に平行する直線上の沖合い100mの地点 (E点) C点からヌッチ川河口へ海岸線沿いに330mの地点 (F点) E点から基線に平行する直線上の沖合い100mの地点 (2) 制限又は禁止される行為 水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止 (3) 期間 平成20年7月19日から8月17日まで 6 銭函ヨットハーバー (1) 区域 おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）第10条第4項に規定	される浮標及び立標に囲まれた区域 (A点) 小樽市銭函3丁目51番地8西端境界線の北西方向延長線（以下「基線1」という。）と海岸線が交差する地点 (B点) 基線1上で、A点から沖合方向170mの地点 (C点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北北西方向延長線（以下「基線2」という。）と海岸線が交差する地点 (D点) 基線2上で、C点から沖合方向170mの地点 (2) 制限又は禁止される行為 水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止 (3) 期間 平成20年6月28日から8月31日まで 7 石狩浜海水浴場 (1) 区域 おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域 (A点) 石狩市道2丁目線の北西方向延長線（以上「基線」という。）と海岸線が交差する地点から石狩河口方向へ海岸線に沿い800mの地点 (B点) A点から基線に平行する基線上の沖合80mの地点 (C点) 基線と海岸線が交差する地点から東埠頭方向へ海岸線沿い110mの地点 (D点) C点から基線に平行する直線上の沖合80mの地点 (2) 制限又は禁止される行為 水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止 (3) 期間 平成20年7月12日から8月24日まで
--	--

北海道告示第400号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、訓子府土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成20年6月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成20. 5.11	監 事	三 浦 繁 美	常呂郡訓子府町字実郷195番地11
同	同	同	高 橋 俊 一	同 字弥生170番地10
退 任	同 20. 5.10	同	中 村 正 光	同 字福野126番地2
同	同	同	三 浦 繁 美	同 字実郷195番地11

北海道告示第401号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成20年6月5日、空知土地改良区を行う土地改良（滝川西地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用排水施設））事業の廃止を認可した。

平成20年6月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第402号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年6月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船海王丸上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履 行 期 日 平成20年8月11日から9月9日まで
- (4) 履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 総トン数300トン型船舶（鋼船）の修理能力を有すること。

- (4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特種上架台及び斜路）を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成20年6月13日から6月27日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局漁業管理課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁地下1階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）
- (2) 入 札 日 時 平成20年7月25日 午後2時（送付による場合は、必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量65グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

- (1) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課

イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5486

(2) 前金払いは、契約金額の4割に相当する額以内で行う。

10 Summary

A. Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel KAIO-MARU
Repair Service 1 set

B. Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., July 25, 2008
(If mailed, bids must arrive no later than 2 : 00 P.M., July 25, 2008.)

C. Contact point for notice : Fisheries Management Division, Bureau of Fisheries, Department
of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-Ku,
Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5486

北海道告示第403号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成20年6月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 川上郡標茶町字ルルラン87の3・114の2（以上2筆
について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁産業振興部林務課及び標茶町役場に
備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第404号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を蘭越町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成20年北海道告示第325号のとおりである。

平成20年6月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

磯谷郡蘭越町字田下326の7、326の8、326の9所在の森林について所有権を有する

齊 藤 四 郎

北海道告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年6月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 網走川湯線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
網走郡大空町東藻琴末広41番16地先から 網走郡大空町東藻琴末広72番1地先まで	前	14.54mから 28.34mまで	581.67m	――
	前	20.80mから 36.41mまで	553.70m	――
	後	20.80mから 55.00mまで	553.70m	――

北海道告示第406号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成20年6月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 釧路圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種 別	名 称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・4・45号旭橋通	釧路市北大通13丁目	釧路市武佐1丁目	釧路市緑ヶ岡1丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

- 2 札幌圏都市計画下水道に係る事項

(1) 都市計画の種類 下水道

(2) 都市計画を定めた土地の区域

名 称 札幌石狩公共下水道

変更した部分

ア 下 水 管 渠

名	称 起	点 終	点
豊平川水再生プラザ雨水放流渠	札幌市白石区菊水元町8条3丁目	札幌市白石区菊水元町8条3丁目	
豊平川水再生プラザ処理水放流渠 ⁽¹⁾	札幌市白石区菊水元町8条3丁目	札幌市白石区菊水元町8条3丁目	
豊平川水再生プラザ処理水放流渠 ⁽²⁾	札幌市白石区菊水元町7条4丁目	札幌市白石区菊水元町7条4丁目	
伏古川水再生プラザ放流渠	札幌市東区伏古10条1丁目	札幌市東区伏古8条1丁目	
創成川水再生プラザ雨水放流渠	札幌市北区麻生町8丁目	札幌市北区麻生町8丁目	
創成川水再生プラザ処理水放流渠	札幌市北区麻生町8丁目	札幌市北区麻生町8丁目	
新川水再生プラザ雨水放流渠	札幌市西区八軒9条西7丁目	札幌市西区八軒9条西7丁目	
新川水再生プラザ処理水放流渠	札幌市西区八軒9条西7丁目	札幌市西区八軒9条西7丁目	
定山溪水再生プラザ処理水放流渠	札幌市南区定山溪温泉東1丁目	札幌市南区定山溪温泉東1丁目	
厚別水再生プラザ処理水放流渠	札幌市厚別区厚別町山本	札幌市厚別区厚別町山本	
茨戸水再生プラザ処理水放流渠	石狩市花川東	石狩市花川東	
手稲水再生プラザ雨水放流渠	札幌市手稲区手稲山口	札幌市手稲区手稲山口	
手稲水再生プラザ処理水放流渠	札幌市手稲区手稲山口	札幌市手稲区手稲山口	
拓北水再生プラザ処理水放流渠	札幌市北区篠路町拓北	札幌市北区あいの里4条10丁目	
東部水再生プラザ処理水放流渠	札幌市白石区東米里	札幌市白石区東米里	

イ その他の施設

名	称 位	置
豊平川水再生プラザ	札幌市白石区菊水元町8条3丁目、7条4丁目、6条4丁目	
伏古川水再生プラザ	札幌市東区伏古8条1丁目	
創成川水再生プラザ	札幌市北区麻生町7丁目、8丁目及び9丁目	
新川水再生プラザ	札幌市西区八軒9条西7丁目	
定山溪水再生プラザ	札幌市南区定山溪温泉東1丁目	
厚別水再生プラザ	札幌市厚別区厚別町山本	
茨戸水再生プラザ	石狩市花川東	
手稲水再生プラザ	札幌市手稲区手稲山口	
拓北水再生プラザ	札幌市北区あいの里4条10丁目	
東部水再生プラザ	札幌市白石区東米里	
簾舞中継ポンプ場	札幌市南区簾舞	

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第407号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指

定）の一部を次のように改正する。

平成20年6月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 売りさばき人の項株式会社セイコーマートの事項の次に次の1事項を加える。

株式会社セブンーイレブン・平成20. 6. 5 セブンイレブン北海道庁別館店
ジャパン

支 庁 告 示

北海道留萌支庁告示第41号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年6月13日

北海道留萌支庁長 西 田 俊 夫

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 除 雪 ト ラ ッ ク 3 台

交換契約により除雪トラック3台（10t級、6×6、(S)・G・2W付）を契約の相手方に供し、除雪トラック3台（10t級、6×6、(S)・G・2W付）を当該契約の相手方から調達する。

イ 除 雪 ト ラ ッ ク 1 台

交換契約により除雪トラック1台（7t級、4×4、(S)・G）を契約の相手方に供し、除雪トラック1台（7t級、4×4、(S)・G）を当該契約の相手方から調達する。
ア及びイは、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成20年11月26日（水）

(4) 納 入 場 所

ア 北海道留萌土木現業所羽幌出張所

イ 北海道留萌土木現業所遠別出張所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成20年6月13日（金）から7月8日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号
北海道留萌土木現業所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道留萌土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 留萌市住之江町2丁目1番2号 北海道留萌合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課）

(2) 入札日時 平成20年7月24日（木）午後1時30分（送付による場合は、平成20年7月23日（水）必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（shigeki.tanakihara@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課

(2) 所在地 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号
電話番号 0164-42-8342

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be purchased :

(a) Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow) Quantity 3

(b) Snow Removing Truck (7 tons class, 4 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade) Quantity 1

B. Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 24, 2008

(If mailed, bids must arrive no later than July 23, 2008.)

C. Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Rumoi District Public Works Management Office, 2-chome, Suminoechou, Rumoi, Hokkaido, 077-8585 Japan
Phone : 0164-42-8342

北海道十勝支庁告示第53号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年6月13日

北海道十勝支庁長 岡 本 光 昭

1 落札に係る物品等の名称及び数量

複写機等の賃貸借 1台（1月当たりの単価）

2 落札を決定した日

平成20年6月3日

3 落札者の住所及び氏名

(1) 住所 札幌市中央区大通西10丁目4番地133

(2) 氏名 富士ゼロックス北海道株式会社

4 落札金額

月額賃貸借料 0円

1枚～15000枚まで 1枚当たり 0.82円

15001枚～25000枚まで 1枚当たり 0.81円
25001枚～35000枚まで 1枚当たり 0.80円
35001枚以上 1枚当たり 0.78円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成20年4月22日付け北海道十勝支庁告示第41号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道帯広土木現業所企画総務部総務課
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

道教育庁渡島教育局告示

北海道教育庁渡島教育局告示第19号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年6月13日

北海道教育庁渡島教育局長 吉 田 一 昭

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借（124台分）一式（1月当たりの単価）（高校職業科用42台×2校、40台×1校）

(2) 調達する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成20年9月1日から平成25年8月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 期 限 平成20年9月1日（月）

(5) 納 入 場 所 北海道函館水産高等学校 42台

北海道大野農業高等学校 42台

北海道森高等学校 40台

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成20年6月13日（金）から7月4日（金）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階403号
会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課）

- (2) 入 札 日 時 平成20年7月25日（金）午後2時（送付による場合は、平成20年7月24日（木）までに必着のこと。）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予想される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名 称 及 び 数 量 パーソナルコンピュータの賃貸借（72台）一式

- (2) 予 定 時 期 平成20年11月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：oshikyo.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 電話番号 0138-47-9579 11 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 124 1 set. B. Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., July 25, 2008 (If mailed, bids must arrive no later than July 24.) C. Contact Accounting Division, General Affairs Department, Oshima District Bureau of Education,	Hokkaido Office of Education, 6-16, Mihara 4, Hakodate-shi, Hokkaido, 041-8557, Japan Phone : 0138-47-9579 道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第152号 初心運転者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成20年6月13日 北海道警察本部長 高 橋 清 孝 初心運転者講習実施規程の一部を改正する規程 初心運転者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第46号）の一部を次のように改正する。 第4条第2項を次のように改める。 2 前項第1号に規定する普通乗用自動車については、車両に道路交通法（昭和35年法律第105号。第14条第10項において「法」という。）第71条の5及び第71条の6の定めるところにより、これらの条に規定する初心運転者標識等を付けるとともに、危険を防止するための応急措置を講ずることができる補助ブレーキの装置を備えていなければならない。 第6条中「毎月4回以上」を「毎月2回以上」に改める。 附 則 この規程は、平成20年6月13日から施行する。
--	---

